

滋賀県立信楽高等学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の基本方針

部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことを目的とする。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど多様な学びの場となるように努める。

2 部活動の活動時間（完全下校時間・休養日等）

活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

活動時間	平日は概ね3時間、週休日および学校の休業日は概ね4時間とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。	
休養日	週1回以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。 なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、他の日に休養日を振り替える。	
完全下校時間	夏季 (3月～11月末まで)	冬季 (12月～2月末)
平日	～ 18:30 (17:30以降は顧問の指導のもとで活動) (顧問が認めた場合 19:30)	～ 18:00 (17:30以降は顧問の指導のもとで活動) (顧問が認めた場合 19:00)
休日	18:00 (顧問の指導のもとで活動)	17:00 (顧問の指導のもとで活動)
考査 1週間前・考査中	○考査1週間後、および考査中に大会のある場合を除いて、活動は原則禁止する。 (その他理由がある場合は、顧問が管理職に許可申請をする。) また、 ・考査前日の練習は17:30までとする。 ・考査中の活動は、2時間までとする。 ○・始業前の朝練習については、原則行わない。	

○部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取り扱いは学校長が判断するものとする。

○大会前や練習試合等においては、平日3時間、週休日および学校の休業日は4時間を超えることもあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。

○部活動においては、勉学に支障の出ないように配慮する。勉学と部活動の両立を十分に意識した活動となるように取り組む。

○生徒の登下校の状況等を考慮して練習の開始、終了時刻を適切に設定するとともに、休業日における練習の時間帯についても、教員の負担や生徒の安全、健康について十分配慮する。

3 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等

学校長は、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

4 体罰の防止

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合であっても許されない。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。校長、顧問その他の教員は、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取り組みを行う。

5 事故の防止

部活動は、学校において計画する教育活動である。日ごろから生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにする。

また、万が一の状況が発生した場合にも適切かつ迅速に対応できるようにする。

学校管理下の活動ととりわけ夏季の部活動においては、熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。